

重要事項説明書

医療



合同会社 NOBILVA

訪問看護ステーション アズ

1 訪問看護事業者の概要

[2024年6月1日現在]

事業者名称	合同会社 NOBILVA
代表者氏名	原口享
法人設立年月日	令和1年10月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション アズ
介護保険指定事業所番号	3661290035
事業所所在地	徳島県名西郡石井町石井字石井 629-4
連絡先 相談担当者名	TEL 088-660-6089 FAX 088-660-6091 管理者：板東光恵
事業所の通常の事業の実施地域	徳島市(佐古地区、加茂名地区、加茂地区、国府地区、北井上地区、南井上地区、入田地区、不動地区など)、石井町、神山町、鴨島町、川島町、吉野町、土成町、上板町、板野町、藍住町、北島町を基本とする。その他、地域は要相談とする。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	看護師等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者ならびに特定疾患等等のため医師の判断により看護等が必要なもの（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の看護師は、利用者の介護又は介護予防、医療を目的として、その者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。訪問看護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。訪問看護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（緊急時の場合を除く）
営業時間	8：30～17：30（緊急時は24時間対応）

(4) 事業所の職員体制

管理者	板東光恵
-----	------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主治医・担当医などからの指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3. 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1名 看護師との兼務可能
看護師	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成・変更を行います。 3 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 4 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。 	常勤換算で 看護師と准看護師との合計が2.5名以上
准看護師	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。 	常勤換算で 看護師と准看護師との合計が2.5名以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	<ol style="list-style-type: none"> 3 主治医・担当医などからの指示および訪問看護計画に基づき、リハビリテーションを提供します。 	適当数

上記、職員等は常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。またサービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容（サービス例） 病状・障害の観察 清拭・洗髪等による清潔の保持 食事及び排泄等日常生活の世話 褥創の予防・処置 リハビリテーション ターミナルケア 認知症患者の看護 療養生活や介護方法の指導 カテーテル等の管理 その他医師の指示による医療処置 その他、看護・リハビリテーションに付随する内容 訪問看護報告書の作成

(2) 訪問看護職員の禁止行為

訪問看護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② サービス提供に関係のない利用者の同居家族等に対するサービス提供
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

医療	訪問看護 基本療養費Ⅰ	週3日まで	週4回目以降	/
看護師		¥5,550	¥6,550	
准看護師		¥5,050	¥6,050	
理学療法士等		¥5,550	¥5,550	
医療	訪問看護 基本療養費Ⅱ	同一建物	週3日まで	週4回目以降
看護師		1人または2人	¥5,550	¥6,550
准看護師			¥5,050	¥6,050
理学療法士等			¥5,550	¥5,550
医療	訪問看護 基本療養費Ⅱ		3人以上	週3日まで
看護師		¥2,780		¥3,280
准看護師		¥2,530		¥3,030
理学療法士等		¥2,780		¥2,780
月の初回の訪問				
訪問看護管理療養費機能強化型以外			¥7,670	
月の2日目以降の訪問日				
訪問看護管理療養費1			¥3,000	
訪問看護管理療養費2			¥2,500	

看護師	週3日まで	週4回目以降	訪問看護管理療養費機能強化型以外	訪問看護管理療養費1	訪問看護管理療養費2
1割負担	¥555	¥655	¥767	¥300	¥250
2割負担	¥1,110	¥1,310	¥1,534	¥600	¥500
3割負担	¥1,665	¥1,965	¥2,301	¥900	¥750
准看護師	週3日まで	週4回目以降			
1割負担	¥505	¥605			
2割負担	¥1,010	¥1,210			
3割負担	¥1,515	¥1,815			
理学療法士等	週3日まで	週4回目以降			
1割負担	¥555	¥555			
2割負担	¥1,110	¥1,110			
3割負担	¥1,665	¥1,665			

同上

加算について

加算名	医療	料金	内容
難病等複数回訪問加算 (2回、1人又は2人)	¥4,500	/回	<p>特設診療科の施設基準等・別表第七(別紙3参照)・別表第八に掲げる者(別紙4参照)</p> <p>もしくは特別訪問看護指示書を受けた難病等の利用者に対して、1日に複数回の訪問看護を行うことで算定できる加算。</p> <p>同一建物居住者の数により加算が異なる。</p>
難病等複数回訪問加算 (2回、3人以上)	¥4,000	/回	<p>厚生労働大臣の定める中山間地域等に居住する利用者に対するサービスを提供すること、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供していることで算定する。</p> <p>徳島県では神山町および東みよし町・中庄の一部の地域が該当する。参考URLhttps://www.nhw.go.jp/web/1_dof?dataId=82ab9058&dataType=0&pageNo=1</p>
難病等複数回訪問加算 (3回以上、1人又は2人)	¥8,000	/回	
難病等複数回訪問加算 (3回以上、3人以上)	¥7,200	/回	
特別地域訪問看護加算	所定額の50%	/回	<p>(1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p> <p>(2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。</p>
24時間対応加算	¥6,800	/月	上記以外の場合
24時間対応加算	¥6,520	/月	上記以外の場合
特別管理加算	¥2,500	/回	<p>・別紙2に記載される病名に対して訪問看護を行う際、利用者について訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っていること、</p> <p>・利用者や在宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届出していること、</p> <p>・訪問の際、利用者の症状が重篤だった場合、速やかに医師による診療を受けることができるように支援すること、</p> <p>・「真夜を越える疼痛」の利用者には、1週間に1回以上、疼痛の状態の観察・アセスメント・評価を行い、疼痛の発症部位と実施したケアを訪問看護記録簿に記載すること、</p>
特別管理加算のうち、重症度等の高い利用者の場合	¥5,000	/回	<p>訪問看護ステーションが主治医からの指示等を受けて計画外の訪問を行った時に算定する。</p> <p>なお主治医からの指示を受けて行う計画外の訪問、</p> <p>または継続診療加算を算定している利用者の主治医が対応していない夜間等における連携先の保険医療機関の医師から指示を受けて行う緊急の訪問であること、</p> <p>主治医が診療所または在宅介護支援事業所の保険医であること、</p> <p>診療所または在宅介護支援事業所が、24時間往診及び指定訪問看護により対応できる体制を確保していること、</p> <p>24時間連絡を受ける連絡担当者の氏名、連絡先電話番号等、担当日、緊急時の注意事項、往診担当医、訪問看護担当者の氏名等を利用者に文書で提供していることが条件である。</p>
長時間訪問看護加算	¥5,200	/回	<p>長時間の訪問を必要とする利用者に対して、1時間30分を超えて訪問看護を提供することで算定できる加算</p> <p>15歳未満の超重症児又は重症超重症児もしくは特設診療科の施設基準等別表第八に掲げる者が対象となる。</p>
乳幼児加算	¥1,900	/回	6歳未満の利用者を対象として、訪問看護を実施することで算定できる加算。
看護師：複数名訪問看護加算 (2名以下)	¥4,500	/回	<p>1人で看護を行うことが困難な利用者に対して、看護師等が2名または看護師と准看護師・理学療法士等で訪問看護を行った際に算定する。</p> <p>本加算を算定する条件として、</p> <p>1.身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合</p> <p>2.重力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合</p> <p>【看護師が准看護師】</p> <p>【看護師が准看護師】</p> <p>【看護師が准看護師】</p>
看護師：複数名訪問看護加算 (3人以上)	¥4,000	/回	
准看護師：複数名訪問看護加算 (2名以下)	¥3,800	/回	
准看護師：複数名訪問看護加算 (3人以上)	¥3,000	/回	
夜間・早期訪問看護加算	¥2,100	/回	
深夜訪問看護加算	¥4,200	/回	
訪問看護管理療養費 機能強化型以外	¥7,440	/月	看護・介護職連携強化加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、精神科重症患者支援管理連動加算、精神科重症患者支援管理連動加算、退院支援指導加算、退院時共同指導加算、特別管理加算、特別管理指導加算、24時間対応体制加算の加算を算定しており、安全な提供体制が整備されていること、主治医に訪問看護計画書・訪問看護報告書を書面または電子的な方法で届出していること、主治医との連携を確保していること、指定訪問看護の実施に関する休日、休日等も含めた計画的な管理を継続して実施している際に算定する。
訪問看護管理療養費 月の2回日移行の訪問日	¥3,000	/回	

4 その他の費用について

①交通費	利用者の居宅が本事業所より片道 15 km以上の利用の場合：1 kmあたり 20 円/日を算定する。	
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	1 提供当りの料金の 10%を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者もしくは家族様あてお届けします。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(1) 当院指定口座への振り込み 徳島大正銀行</p> <p>(2) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問看護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

8 個人情報の取り扱いなどについて

良質な介護サービスをご提供させていただくために利用者様のプライバシーに十分配慮した上で、個人情報を適切に取り扱うことを宣言します。

【事業所内での利用】

- ◇ 提供する介護・医療サービス
- ◇ 介護・医療保険事務
- ◇ 会計・経理
- ◇ 介護・医療事故等の報告
- ◇ 当該対象者への介護・医療サービスの向上
- ◇ 実習生への協力
- ◇ 介護・医療の質の向上を目的とした院内症例研究や研究報告
- ◇ その他、対象者に係る管理運営業務

【事業所外への情報提供としての利用】

- ◇ 他の医療機関および居宅介護支援事業所、介護サービス事業所などへの情報提供
- ◇ 他の医療機関等および居宅介護支援事業所、介護サービス事業所からの照会への回答
- ◇ 対象者の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ◇ ご家族等への病状説明
- ◇ 保険事務の委託

- ◇ 審査支払機関へのレセプトの提供
- ◇ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ◇ 介護・医療の質の向上を目的とした研修および学会発表
- ◇ その他、対象者への介護・医療保険事務に関する利用
- ◇ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◇ 外部監査機関への情報提供

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 災害等時の対応について

指定訪問看護利用中に災害(地震・火事等)が発生した際は“緊急時災害マニュアル”を基に対応していき、利用者の安全確保に努めていきます。また自然災害発生時における事業継続計画に基づき、非常およびその他の緊急の事態に備え、職員および利用者へ周知徹底するために定期的に訓練や研修を行い、事業継続の取り組みを強化していきます。

12 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者へ速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者へ送付します。

14 サービス提供等の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。その際に料金は発生する場合がありますのでご了承ください。

15 衛生管理等および感染症蔓延時の対応について

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 感染症の蔓延による対策・対応などについては利用者へ口頭ないしは紙面にてお知らせします。
- ④ 感染症発生時における事業継続計画に基づき、感染予防についての研修およびシミュレーションを定期的に行うことで、日頃からの対応を強化していきます。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします
 - ◇ 苦情や相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う
 - ◇ 管理者は、看護職員等に事実関係の確認を行う
 - ◇ 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する
 - ◇ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者に対し必ず対応方法を含めた結果報告を行う(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する)

市町村名	窓口区分	住所	電話番号
	訪問看護ステーションアズ	石井町石井字石井629-4	088-660-6089
	国民健康保険団体連合会	徳島市川内町平石若松78-1	088-666-0111
	徳島県社会福祉協議会	徳島市中昭和町1-2	088-654-4461
石井町	長寿社会課 介護保険課係	石井町高川原字高川原121-1	088-674-6111
	西部地域包括支援センター	石井町浦庄字上浦157-11	088-675-3722
	東部地域包括支援センター	石井町石井字城の内563	088-674-7265
徳島市	徳島市高齢介護課	徳島市幸町2丁目5	088-621-5585
	地域包括支援センター	徳島市幸町3丁目77	088-624-7775
吉野川市	長寿いきがい課	鴨島町鴨島115-1	0883-22-2264
	地域包括支援センター	鴨島町鴨島252-1 吉野川市市民プラザ1階	0883-22-2744
阿波市	介護保険課	市場町切幡字古田201-1	0883-36-6814
	地域包括支援センター	市場町切幡字古田201-1	0883-36-6543
神山町	健康福祉課 介護保険係	神山町神領字本野間100	088-676-1114
	地域包括支援センター	神山町神領字本野間100	088-676-1185
上板町	福祉保健課	上板町七條字経塚42	088-694-6810
	地域包括支援センター	上板町西分字橋西-11	088-694-5597
板野町	福祉保健課	板野町吹田字町南22-2	088-672-5986
	地域包括支援センター	板野町吹田字町南22-2	088-672-1026
藍住町	健康促進課 介護保険室	藍住町奥野字矢上前32-1	088-637-3132
	地域包括支援センター	藍住町奥野字矢上前52-1	088-637-3175

訪問看護ステーション アズ produced by NOBILVA

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 訪問看護ステーション アズ

<住所> 〒779 - 3233 徳島県名西郡石井町石井字石井 629-4

<管理者> 板東光恵

利用者

<住所>

<氏名>

代理人

<住所>

<氏名>

(続柄)